

災害が起きた時に、地域の為に出来ることがあるなら・・・
あなたの事業所を登録しませんか？区のホームページで公表します。
また、事業所に掲示できるステッカーをお渡しします。（非公表も可）

対象	西淀川区内に店舗、工場、事務所等を有する個人・法人
協力内容	（1）労務、技術 （2）食料品、飲料水、日用品等物資 （3）資機材等 （4）駐車場、倉庫等の一時避難等供用スペース （5）その他災害対策〈平常時からの防災・減災活動を含む〉　の提供等

詳細はホームページへ

西淀川区災害時協力事業所登録制度

申込・お問合せ▶西淀川区役所防災安全課

tel：06-6478-9895　mail：tk0002@city.osaka.lg.jp